

## 中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著  
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

### ☆上場企業からの配当所得にかかる個人所得税の差別的課税制度問題に関する通知(財政部・国家税務総局・証監会 財税[2012]16号, 2012年11月16日発布)

#### 一、上場企業からの配当所得にかかる個人所得税の差別的課税制度を行う意義

個人所得税法の関連規定によると、配当所得は課税対象となり、原則として20%の税率で個人所得税が課せられる。しかし、資本市場の発展及び促進を目的として、国務院は2005年6月13日以降個人が上場企業から取得した配当の課税所得を50%軽減し、実質的な個人所得税率は10%になっている。

2013年1月1日以降に上場企業から取得した配当に関する株式保有期間に応じた個人所得税の取り扱いの主な内容は以下の通り。

- (1) 株式保有期間が1ヶ月以内の株式にかかる配当 個人所得税率20%。
- (2) 株式保有期間が1ヶ月超1年以内の株式にかかる配当 個人所得税率10%。
- (3) 株式保有期間が1年超の株式にかかる配当 個人所得税率5%。

本政策により、個人投資家の長期的な投資、価値指向型の投資の推進を促す。

#### 二、株式保有期間の算定

株式保有期間とは、上場企業の株式を公開でもしくは市場から取得した日から、株式を譲渡した日の前日までの期間を指す。個人投資家が株式の譲渡を行う際は、先入先出法により株式保有期間を計算し、証券口座において先に取得した株式から先に譲渡したものとする。株式保有期間は暦に従って計算し、例えば、1年の株式保有期間は前年の○月△日から今年の○月△日の前日までの期間、1ヶ月の株式保有期間は前月の△日から今月の△日の前日までの期間をいう。持株数は日々の決算後の個人投資家の証券口座の記録によることとする。株式保有期間の算定の具体例は次の通り。

(例1) 甲氏が2013年1月8日にA株を購入したケース

甲氏がA株を2013年2月8日に売却した場合の株式保有期間は1ヶ月となり、2013年2月9日以降に売却した場合の株式保有期間は1ヶ月超となる。また、A株を2014年1月8日に売却した場合の株式保有期間は1年となり、2014年1月9日以降に売却した場合の株式保有期間は1年超となる。

(例2) 乙氏が2013年1月28日~31日の間にB株を購入したケース

乙氏がB株を2013年2月28日に売却した場合の株式保有期間は1ヶ月となり、2013年3月1日以降に売却した場合の株式保有期間は1ヶ月超となる。また、B株を2014年2月28日に売却した場合の株式保有期間は1年となり、2014年3月1日以降に売却した場合の株式保有期間は1年超となる。

(例3) 丙氏がC株式を2012年5月15日に8,000株、2013年4月3日に2,000株、2013年6月6日に5,000株の合計15,000株を購入したケース

2013年6月11日に13,000株を売却した場合は、先入先出法によりその株式保有期間は下記の通りとなる。

- 2012年5月15日に購入した8,000株 1年超
- 2013年4月3日に購入した2,000株 1ヶ月超1年以内
- 2013年6月6日に購入した3,000株 1ヶ月以内

2013年1月1日の前日までに個人投資家が取得した上場企業の株式の株式保有期間は、その株式取得日から計算する。

### 三、税額の計算方法と源泉徴収方法

個人所得税法の関連規定によると、個人所得税額は所得の種類ごとの適用税率によって計算され、配当所得の課税所得は、個人投資家が実際に取得した配当額と課税割合に基づいて計算される。例えば、個人投資家が取得した配当が100元である場合、課税割合が100%であれば課税所得は100元である。また、課税割合が50%であれば課税所得は50元、課税割合が25%であれば25元となる。配当所得の法定税率は20%である。

上場企業からの配当にかかる個人所得税の源泉徴収義務者は、配当を行う当該上場企業となる。上場企業は、配当を行う際、配当の権利確定日までの株式保有期間が1年を超えるものについては、配当額の25%相当額を課税所得とし、それに個人所得税率20%を乗じて源泉徴収税額を計算する。配当の権利確定日までの株式保有期間が1年以内で、配当の支払日までに譲渡されていない株式の配当に対する税額は下記のとおり2回に分けて源泉徴収する。

- (1) 上場企業が配当を行う際、配当の25%を課税所得とし、それに個人所得税率20%を乗じて源泉徴収税額を算出する。
  - (2) 個人が株式を譲渡する際、証券登録会社が株式保有期間に基づき実際の税額を計算し、源泉徴収額を超えた部分は、証券会社等の株式委託管理機構が個人投資家の口座から控除し証券登録会社に支払う。証券登録会社は翌月の5営業日以内に控除した源泉所得税を上場企業に支払い、上場企業は受け取った源泉所得税をその月の法定申請期間内に主管税務機関に対して申告し納付する。具体的な税額の計算方法と源泉徴収方法は次の通り。
- (例4) 丁氏が2013年5月24日にD株式を10,000株購入、D社は2012年度について10株につき4元の配当を実施、配当の権利確定日は2013年6月18日のケース
- (1) 上場企業が配当を行う際、配当の25%を

課税所得として計算し、下記の源泉徴収税額を徴収する。

配当所得: 10,000株 ÷ 10株 × 4元 × 25% = 1,000元  
源泉徴収税額: 1,000元 × 20% = 200元

(2) 個人が株式を譲渡する際、証券登録会社が株式保有期間に基づき実際の税額を計算し、下記の源泉徴収税額を徴収する。

●2013年6月24日(含む)までに全ての株式を売却した場合(株式保有期間は1ヶ月以内)  
源泉徴収税額: 10,000株 ÷ 10株 × 4元 × 20% - 200元 = 600元

●2013年6月25日から2014年5月24日までの間に全ての株式を売却した場合(株式保有期間は1ヶ月超1年以内)  
源泉徴収税額: 10,000株 ÷ 10株 × 4元 × 50% × 20% - 200元 = 200元

#### 四、税負担の変化

本政策実施前における上場企業からの配当にかかる実質的な個人所得税率は10%であったが、本政策実施後は持株保有期間により個人所得税率が決定されることとなった。株式保有期間が1年超の場合の個人所得税率は5%となり、税負担は本政策実施前の半分に軽減されている。一方、株式保有期間1ヶ月超1年以内の場合の個人所得税率は10%で本政策実施前と変化はなく、株式保有期間が1ヶ月以内の場合の個人所得税率は20%で法定税率のままとなっている。

#### 五、今後の対応

上場企業、証券登録会社及び証券会社等の株式委託機構は技術的なサポートと人材育成を行い、積極的に税務機関の配当税収管理作業に協力し、政策の安定的な実施を確保することが必要である。また、税務リスクマネジメントの観点から、上場企業、証券登録会社及び証券会社等の株式委託機構は最新の法令・通達を理解し、源泉徴収税額を正確に計算する必要がある。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団(以下、「CTAC」といいます。)が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング(以下、「ノベル」といいます。)が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。